

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けての

## 長期優良住宅の認定申請等の郵送対応について

○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、長期優良住宅の認定申請(計画変更、譲渡人の決定を含む)、地位の承継の承認申請及び完了報告書の提出についても、県が発表しているリスクレベルに応じた取扱いをしているところですが、リスクレベルの基準が改定されたことを受け、以下のとおり取扱いを変更しましたので、ご協力をよろしくお願い致します。

### 1. 今後の対応

「レベル4」: 原則郵送で行ってください。

「レベル3」で、医療非常事態宣言時: 原則郵送で行ってください。

「レベル3」(上記以外): できるだけ、郵送による受付にご協力をお願いします。

「レベル2」以下: 通常通り対応いたします(郵送も可)。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県リスクレベルについて

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/51409.html>

### 2. 申請方法(郵送の場合): 申請図書一式に別紙調査票を添えて「郵送」してください。

・県収入証紙を添付のうえ郵送してください。人との接触機会の削減のため、多数の申請が見込まれる事務所におかれましては、県収入証紙のまとめ買いをする等ご協力をお願いします。

(参考) 熊本県収入証紙の売りさばき所について

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/118/51646.html>

・「郵送」されます際は、申請書等は「信書」になります。必ず信書便を取り扱うサービスをご利用ください。「メール便」や「宅急便」等での送付はできません。

(信書便の例) 日本郵政: 郵便書留、レターパック、スマートレター

佐川急便: 飛脚特定信書便

・認定通知書、副本等については、「郵送」にて返送します。

宛先を記入のうえ、切手を添付した返信用封筒又はレターパックを同封ください。

### 3. 図面の修正等

指摘事項がある場合や図面修正が必要な場合は電話にてご連絡しますので、調査票にご連絡先を明記していただきますようお願い致します。

### 4. その他

熊本市、八代市、天草市内の認定等については、各市の担当窓口までお問合わせ下さい。

(申請・問合せ先)

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県土木部建築住宅局住宅課 長期優良住宅担当 あて

電話: 096-333-2547 FAX: 096-384-5472